

令和5年度

## 第1回理事会議事録

と き 令和5年7月14日（金）午後2時

と ころ 大阪府中央区常盤町1丁目3番8号

中央大通F Nビル内

大阪府国民健康保険団体連合会 2階会議室

大阪府国民健康保険団体連合会

【出席者数】

理事 21人（出席指定書による出席理事及び書面のみ出席理事を含む。）  
事務局 12人

【付議事項】

〔報告事項〕

- 報告第1号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について  
報告第2号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について

〔議決事項〕

- 議案第1号 大阪府国民健康保険団体連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について  
議案第2号 大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則について  
議案第3号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会に付議する案件について

（報告事項）

- 1 大阪府国民健康保険団体連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 2 大阪府国民健康保険団体連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分について
- 3 大阪府国民健康保険団体連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 4 大阪府国民健康保険団体連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分について
- 5 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計補正予算（第5号）の理事会における専決処分について
- 6 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について
- 7 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について
- 8 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について
- 9 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について
- 10 令和4年度の各特別会計における継続費の通次繰越状況について
- 11 令和4年度の各特別会計における弾力条項の適用について

( 認 定 事 項 )

- 1 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会事業報告の認定について
- 2 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会一般会計決算の認定について
- 3 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会診療報酬審査支払特別会計決算の認定について
  - 業務勘定
  - 診療報酬支払勘定
  - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
  - 抗体検査等費用に関する支払勘定
  - 国民健康保険診療報酬支払資金貸付金勘定
- 4 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計決算の認定について
  - 業務勘定
  - 後期高齢者医療診療報酬支払勘定
  - 公費負担医療に関する診療報酬支払勘定
- 5 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会第三者行為損害賠償求償事務共同処理事業特別会計決算の認定について
- 6 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会特定健康診査・特定保健指導等事業特別会計決算の認定について
  - 業務勘定
  - 特定健診・特定保健指導等費用支払勘定
  - 後期高齢者健診等費用支払勘定
- 7 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会介護保険事業関係業務特別会計決算の認定について
  - 業務勘定
  - 介護給付費等支払勘定
  - 公費負担医療等に関する報酬等支払勘定
- 8 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会障害者総合支援法関係業務等特別会計決算の認定について
  - 業務勘定
  - 障害介護給付費等支払勘定
  - 障害児給付費等支払勘定
- 9 令和4年度大阪府国民健康保険団体連合会退職金特別会計決算の認定について

( 議 決 事 項 )

大阪府国民健康保険団体連合会役員を選任について

議案第4号 令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について

## 議 事 内 容

開会時刻 午後2時

### 事務局

長らくお待たせいたしました。本日はお忙しい中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

それでは、令和5年度第1回理事会を開催させていただきます。

開催にあたりまして、理事長からごあいさつを申し上げます。

### 理事長

もうぼちぼちと梅雨が明けそうな時期になって参りました。子供たちも短縮授業が始まったというところでございます。しかし、梅雨に入りまして、西日本を中心に非常に大雨で被害が出てございます。一日も早く復旧が進んで被害が治まりますように、苦労をされております方には早くご回復されますように、心からお願い申し上げます。それでは、令和5年度第1回理事会の開会にあたりまして、改めて、ごあいさつを申し上げます。

本日、理事の皆様には、何かとご多忙の中、ご出席を賜りまして誠にありがとうございます。

また、平素は、本会の事業運営に格別のご理解とご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、去る6月16日、「経済財政運営と改革の基本方針2023」、いわゆる「骨太の方針」が閣議決定されました。この中で、本格的な少子高齢化・人口減少時代を迎える「時代の転換点」において、持続可能な社会保障制度を構築するため、全世代が能力に応じて負担し支え合えるよう、給付や負担の見直しを図るとともに、医療DXを推進して限りある資源の中で、質の高い医療介護サービスが必要に応じて受けられるよう、医療介護全般にわたる情報を共有・交換できる「全国医療情報プラットフォーム」を創設することなどが盛り込まれています。こうした大きな変化の中で、本会としてはデータヘルス改革の担い手としての役割と責任を果たしていくよう積極的に取り組んでいく必要があると考えております。

来年1月には医療DX推進の柱となる重要なインフラである国保総合システムが稼働します。「審査支払機能に関する改革工程表」に沿って、クラウドへの移行や支払基金システムとの受付領域を共同利用するためのシステム開発に取り組んでいますが、今後は審査領域を共同利用するためのシステム開発に取り組む予定となっています。

これらの開発には多額の費用が見込まれておりますが、保険者や被保険者に追加的な負担が生じないよう、国保中央会を通じて国の責任において必要な財政措置を講じるよう、強く要望してまいる所存です。

本日の理事会の主な議題としましては、規則改正と合わせて令和4年度の事業報告・決算等の通常総会に付議する案件についてお諮りするものでございます。

本理事会の議事が円滑に行われますようご協力をお願い申しあげまして、簡単ではございますが、開会のごあいさつに代えさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

### 事務局

ありがとうございました。

続きまして、本日の出席理事数の確認でございますが、理事総数21名中、現在出席理事は出席指定書による出席理事及び書面のみの出席理事を含め21名です。定足数を充たしておりますことをご報告いたします。

それでは、本会規約第31条の規定に基づきまして、これより理事長に議事進行をお願い申し上げます。

#### 議 長

ただ今から、「令和5年度第1回理事会」を開会いたします。

なお、本日の議事録署名人に、副理事長、専務理事を指名いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

また、出席指定書により出席の皆様も、議事に対するご質問、ご意見等ございましたら、ご自由にご発言いただきますよう、よろしくお願いいたします。それでは、議事に入ります。

まず、報告事項ですが、報告第1号から第2号までの2案件について、事務局に報告を求めます。

#### 事務局

よろしくお願いいたします。恐れ入ります、着座にて失礼いたします。

資料はお手元の「理事会議案書」になります。表紙をおめくりいただき、目次をお願いいたします。

報告事項です。報告第1号、第2号は、本来、総会の議決を必要とするところですが、事案の緊急性を鑑み、令和5年3月31日に理事長の専決処分とさせていただきましたのでご報告いたします。なおこの報告事項については総会においてもご報告いたします。

1ページをお願いします。報告第1号「令和5年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ6,000万円を増額し、歳入歳出予算総額を67億3,043万2,000円としたもので、新型コロナウイルス感染症に係るワクチンの特例臨時接種の期間が令和5年3月31日から令和6年3月31日まで、1年延長となったことに伴い、引き続き医療機関等からの費用請求及び支払事務を行うため、補正を行ったものでございます。詳細については、2ページから7ページに記載しております。後ほどご確認よろしくお願いいたします。

9ページをお願いします。報告第2号「令和5年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ6億5,047万6,000円を増額し、歳入歳出予算総額を30億7,046万8,000円としたもので、報告第1号と同様の理由となります。詳細については、10ページから15ページに記載しております。後ほどご確認よろしくお願いいたします。報告事項は以上です。よろしくお願いいたします。

#### 議 長

ありがとうございました。

ただ今、事務局から報告がございましたが、この件についてご質問、ご意見等ございましたか。

ないようですので、報告については以上とさせていただきます。

次に、議決事項に移ります。

議案第1号から第2号までの2案件は、各種規則の一部改正等についてであり、これらを一括議題とし事務局に提案理由の説明を求めます。

#### 事務局

引き続きお願いいたします。議決事項についてご提案させていただきます。

資料は、議案書17ページの議決事項となります。議案第1号「大阪府国保連合会事務専決及び代決規則の一部を改正する規則について」次のとおり、定めるものでございます。

19ページをお願いします。令和5年4月に企画推進室の新設に伴い、本会の事務局組織規則の一部を修正したことにより、第3条では、下線部のとおり、項番の修正を行うものです。

20ページをお願いします。施行日は令和5年7月15日、令和5年4月1日からの適用となります。

21ページをお願いします。議案第2号「大阪府国保連合会特定健康診査・特定保健指導等に関する費用支払規則の一部を改正する規則について」次のとおり、定めるものでございます。

23ページをお願いします。第1条、第3条では、下線部のとおり、本規則に記載する規則番号等を追記するものです。

24ページをお願いします。第19条も同様となります。また、第11条では、標記業務における費用の保険者からの納期日について、実運用に合わせ、改正を行うものです。施行日は令和5年7月15日です。議決事項は以上です。よろしく願いいたします。

## 議 長

ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。

それでは、一括採決とさせていただきます。

ただ今の議案第1号から第2号までの2案件につきまして、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

## 議 長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本2案件は、原案のとおり決定いたします。

次に、議案第3号に移ります。先に報告事項について、事務局に提案理由の説明を求めます。

## 事務局

引き続きよろしく願いいたします。資料は右上に別冊と記しているものとなります。議案第3号「令和5年度大阪府国保連合会第1回通常総会に付議する案件について」理事会に諮るものとなります。

表紙をおめくりいただき、目次をお願いいたします。今回、総会への報告事項は11項目あります。うち、1から7につきましては、3月6日から16日に開催しました書面開催の理事会にて専決処分とさせていただいたものです。

また、報告8、9につきましては、先ほどご報告させていただいた報告第1号及び第2号で、それぞれ総会に報告することから、附議する案件として改めてご提案させていただくものでございます。

1ページをお願いします。1「大阪府国保連合会財政調整基金積立資産の処分の理事会における専決処分について」は、事業運営上の不測の事態による収入不足や過度の支出が生じた場合であっても、運営の健全化を図ることができるよう、設置している積立金で、手数料

の10%を上限としています。毎年度末に全額を取り崩し、積立替えを行うため、7億9,610万2,000円の処分を行ったもので、各会計の処分額は、1から5の記載の通りでございます。

3ページをお願いします。2「大阪府国保連合会減価償却引当資産の処分の理事会における専決処分について」は、必要な固定資産の取得等に係る費用に充てるため、5億450万8,000円の処分を行ったもので、各会計の処分額は、1から5の記載の通りでございます。

5ページをお願いします。3「大阪府国保連合会電算処理システム導入作業経費積立資産の処分の理事会における専決処分について」は、システム更改に伴う導入作業にかかる経費に充てるため、2億6,847万6,000円の処分を行ったもので、各会計の処分額は、1から4の記載の通りでございます。

7ページをお願いします。4「大阪府国保連合会ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産の処分の理事会における専決処分について」は、ICT等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化に向け、設置している積立資産で、手数料の30%を上限としています。毎年度末に全額を取崩し、積立替えを行うため、16億584万4,000円の処分を行ったもので、各会計の処分額は、1から5の記載の通りでございます。

9ページをお願いします。次の5から9までの補正案件につきましては、補正理由のみのご報告とさせていただきます。詳細については案件ごとに「事項別明細書」を載せておりますので、後ほどご確認いただきますよう、よろしく願いいたします。

9ページです。5「令和4年度大阪府国保連合会一般会計補正予算（第5号）の理事会における専決処分について」は、歳入歳出、それぞれ568万7,000円を増額し、歳入歳出予算総額を151億8,075万7,000円としたもので、繰越金が当初予想を上回ったことによる財源、568万7,000円をもとに、減価償却引当資産を認められている範囲において積み立てるため、補正を行ったものでございます。

17ページをお願いします。6「令和4年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について」は、減価償却引当資産積立金を縮減したことによる財源、1,239万5,000円をもとに、電算処理システム導入積立資産を認められている範囲において積み立てるため、補正を行ったものでございます。

23ページをお願いします。7「令和4年度大阪府国保連合会後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）補正予算（第2号）の理事会における専決処分について」は、減価償却引当資産積立金及び各種経費を縮減したことによる財源、9,040万9,000円をもとに、財政調整基金、電算処理システム導入作業経費及びICTの各積立資産を認められている範囲において積み立てるため、補正を行ったものでございます。

29ページをお願いします。8「令和5年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について」と、次の37ページをお願いします。9「令和5年度大阪府国保連合会診療報酬審査支払特別会計（抗体検査等費用に関する支払勘定）補正予算（第1号）の理事長による専決処分について」は、先ほどの理事会議案書での報告事項第1号、第2号と同様となりますので、ここでの説明は割愛させていただきます。

45ページをお願いします。10「令和4年度の各特別会計における継続費の通次繰越状況について」。令和6年1月稼働予定の次期国保総合システムの導入事業について、令和5年も引き続き実施するため、財務規則第10条第2項の規定により、令和4年度の各特別会計における継続費の通次繰越状況を報告するものでございます。繰越理由については、次期国保総合システム導入事業を継続するため、次の46ページをお願いします。

「継続費繰越計算書」でございます。上段が国保、下段が後期の会計になります。上段、診療報酬審査支払特別会計（業務勘定）です。真ん中の枠に令和4年度継続費予算を記載して

います。その枠の一番下歳出合計欄です。令和4年度の予算計上額は6億1,338万8,000円、支出済額は1億477万2,796円、残額の5億861万5,204円については、一番右端の欄、翌年度通次繰越額となります。下段の後期高齢者医療事業関係業務特別会計（業務勘定）をお願いします。令和4年度継続費予算計上額は歳出合計、4億959万4,000円。支出済額は6,986万4,926円、残額の3億3,972万9,074円については、国保と同様、翌年度通次繰越額となります。

47ページをお願いします。11「令和4年度の各特別会計における弾力条項の適用について」新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、医療費及び行政検査の費用が当初の想定を大幅に上回りました。そのため、財務規則第8条の2の規定により、記載の会計及び科目において弾力条項を適用しましたのでご報告いたします。上段をお願いします。診療報酬審査支払特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）での適用額は16億2,198万4,000円でございます。下段をお願いします。後期高齢者医療事業関係特別会計（公費負担医療に関する診療報酬支払勘定）での適用額は22億8,865万2,000円でございます。報告事項については、以上でございます。よろしくお願い致します。

## 議 長

はい、ご苦労様でございました。ただ今の報告事項の提案理由の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、引き続き議案第3号の認定事項について、事務局に説明を求めます。

## 事務局

私からは、「令和4年度事業報告」についてご説明させていただきます。恐れ入りますが、着座にて失礼いたします。

引き続き、別冊と記載している資料、49ページをお願いします。認定事項1「令和4年度大阪府国保連合会事業報告について」認定を求めるものでございます。

51ページをお願いします。本会におきましては、令和4年度の事業運営にあたり、令和4年度から6年度を対象とした3か年計画であります第4期中期経営計画に基づき、保険者ニーズを踏まえた運営に努めて参りました。その柱となるのが、記載しております「保険者等への事業運営の支援」「効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成」「情勢の変化への的確な対応」の3点の基本方針となります。この基本方針に基づき、令和4年度の事業計画を作成し、事業を実施して参りました。具体的施策ごとに報告させていただきます。

1「保険者等への事業運営の支援」です。（1）から（4）の4点について記載をしております。（1）審査業務におきましては、ICTの活用等により請求内容の推移や増幅要因などの比較、分析を行い、その上で審査委員と連携を図り、画一的診療が見受けられる医療機関へ注意喚起通知の発出や返戻による請求内容の照会を行うなど、医療機関に適正な請求を求めました。支払業務においては、コロナ対応も含め、複数の公費や後期高齢者医療の窓口負担割合見直しへの対応など正確な支払いに向け取り組みました。また処理の効率化を図るため、課題を抽出し、処理マニュアルを随時見直すなど取り組んで参りました。療養費の審査につきましては、自家施術、頻回施術、多部位請求など傾向審査を徹底し、濃厚な請求が見受けられる施術所に対し、留意事項の基準の見直しや面接確認委員会の開催回数を増やすなどに取り組み、適正化に努めました。障害者総合支援事業ですが、市町村ニーズに合ったシステムの構築を行い、明細書情報と実績記録票情報を本会で突合することで、市町村の事務の効率化が図れるよう取組を進めました。

（2）保健事業の支援については、高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施への支援として、KDBシステムを利活用できるよう研修会の実施や保健事業支援・評価委員会での支援



を行いました。支援・評価委員会には25市町、広域連合に対し助言等を行いました。また、KDBシステムの利活用については研修会以外に、保険者への個別訪問も行ったところです。

(3) 医療費・介護給付費等適正化の推進では、介護給付費の適正化に対して多数の適正化帳票を1つにまとめるなどシステム開発を行い、保険者の要望に対応しました。第三者行為求償事務については、継続して、被保険者や損保会社に対して「傷病届」の提出勧奨に努めました。

(4) 保険者事務共同電算処理等事業については、保険者アンケートでニーズの高かった案件に対して、絞り込みを行い、4案件の開発を行い機能強化や利便性の充実に努めました。4案件については、71ページに記載しております。ご参照ください。

2「効率的・効果的な組織運営の確立と人材育成」です。(1)から(3)の3点について記載しております。

(1) 組織体制の確立では、定年年齢の引上げに伴う雇用形態を確立するとともに、国で議論が行われている情勢等に対応していくため、組織体制を見直し、5年度に向けて新しい部署を設置するなどの議論を行いました。

(2) 財源の確保としましては、2025年問題、社会保険の適用拡大を背景とした国保の被保険者の減少や国の方針の「クラウド化」に対応するべく、効率的・効果的な事業運営に努め、国に認められている積立金の範囲内での積立や国への補助金確保に向けての要請を行い、現行の手数料、負担金の維持に努めました。

(3) 人材育成の推進では、人事評価制度における評価の更なる平準化を図り、職員の意欲の向上に向けて、現行の昇任試験制度や職務職階の見直しなど課題整理を行いました。また専門性を必要とする部署に対し、知識や経験を有した人材を配置するなど体制の維持に努めました。

3「情勢の変化への的確な対応」です。(1)から(3)の3点について記載しております。「審査支払機能に関する改革工程表」や「データヘルス改革に関する工程表」など厚労省、国保中央会から発信される情報を収集、連携し、最新の情報の入手に努めました。その中で、審査基準の差異の解消については、コンピューターチェック全項目の設定を完了しました。

デジタル改革への対応として、次期国保総合システムの導入については、入札により業者選定を行い、契約を行いました。その他のシステムについては、中央会において、KDBシステムは令和6年度中、介護・障害の審査支払システムは令和7年5月、後期高齢者医療広域連合電算処理システムは令和6年度末を更改時期とするなど、クラウド化に向け取組を行い、連携をして参りました。また、「全国医療情報プラットフォーム」において介護情報を共有することを可能にするための介護情報基盤の整備や予防接種事務のシステム開発について厚労省から中央会に対して要請がありました。

次のページ。54ページ、第1「組織運営等に関すること」から79ページ、第4「障害者総合支援事業に関すること」まで、具体的な事業の実施状況について、それぞれ記載をさせていただきます。また、お手元に別途ご用意をしております、資料1「令和4年度事業報告の概要」の中で、具体的な事業実施状況を要約しまして、審査支払状況などの件数や金額については、前年度比も記載をしておりますので、あわせてご参考としてご覧いただきますようお願いいたします。

私からは以上でございます。続いて、令和4年度決算等につきましては、事務局の中嶋より説明させていただきます。

よろしく願いいたします。

## 事務局

各種会計決算状況についてご説明をさせていただきます。

認定事項2からは議案第3号の別冊の81ページからとなりますが、多ページにわたりますことから、決算状況を抜粋しております。資料2「令和4年度決算状況等及び主な増減理由等」にて、ご説明させていただきます。

それでは、お手元の資料2の1ページと2ページをお開きください。一般会計でございます。各表の太枠で囲っております収入済額、支出済額の部分が決算状況になります。歳入の収入済額、合計は99億7,785万6,005円、歳出の支出済額、合計は98億8,419万4,018円です。内容は、収入の第3款第2項「府（等）委託費」は、大阪府が実施する介護サービス・障害福祉サービス事業所・施設に対する支援事業の支払業務等を受託し、大阪府と調整の上予算化いたしました。想定より事業所からの申請が少なく収入減でございました。支出についても、第3款「事業費」における介護サービス、障害施設への交付金や事業に係る経費等についても同様に支出減となりました。

2ページ表の右下の黒枠部分で、歳入歳出差引残額、9,366万1,987円は翌年度へ繰越すものでございます。

次に3ページ、4ページをお開きください。診療報酬国保の業務勘定でございます。この会計は各種業務に係る手数料、補助金、繰入金等を収入し、各業務にかかる運営経費等を支出する会計です。収入済額は、63億57万5,121円、支出済額は、52億4,908万2,275円です。内容は、第1款第1項「審査支払手数料」について、被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行による被保険者数が減少しておりますが、感染症公費が、昨年度に引き続きコロナ禍の影響より増となりほぼ予算どおりの収入となりました。第6款第2項「積立金繰入金」は次期国保総合システムの導入・開発等の経費を令和4年、5年と複数年にわたって必要となるため継続費として補正しました。令和4年度実際に支出しました開発費等経費を繰り入れ、4ページの第1款第1項「審査管理費」及び第2項「共同処理事業費」にてそれぞれ支出し、予算との残額は令和5年度へ通次繰越します。右下の歳入歳出差引残額、10億5,149万2,846円は、翌年度へ繰越すものでございます。

5ページをお開きください。一番上の黒枠部分について、支払勘定の予算編成についてお示ししております。各特別会計の支払勘定は医療機関等に支払う通り抜け会計となりますので、年途中で不足が生じないよう予想月額×13か月の予算計上としております。そのため年間の決算状況は予算より概ね減となります。それでは、次に診療報酬の支払勘定で、国保の診療報酬等を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は、6,782億9,545万6,406円、支出済額は、6,782億3,282万9,471円です。内容は、国民健康保険診療報酬等受入金、支出金は先程の業務勘定同様、国保の被保険者の減少から昨年度の決算対比においても減少しています。歳入歳出差引残額、6,262万6,935円は翌年度へ繰越すものでございます。

6ページをお願いします。公費負担医療の支払勘定で、公費負担医療を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は、313億1,289万1,417円、支出済額は、313億1,248万2,478円です。内容は、第1款「公費負担医療受入金」、支出金の感染症公費については、コロナ禍の影響より費用が増のため弾力条項を適用しました。歳入歳出差引残額、40万8,939円は翌年度へ繰越すものでございます。

7ページをお開きください。抗体検査等費用の支払勘定で、抗体検査等費用を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は、33億9,134万7,963円、支出済額は、33億9,134万6,099円です。内容は、第1款「抗体検査等費用受入金」、支出金の新型コロナワクチン接種について、令和3年度の補正予算での対応から、接種費増を見込み予算化しましたが、追加接種等の取扱件数が伸びませんでした。また、風しん抗体検査費用も低受診がつづき昨年度との決

算対比についても55.75%減となっております。歳入歳出差引残額、1,864円は翌年度へ繰越すものでございます。

8ページをお願いします。診療報酬の貸付金勘定で、保険者から診療報酬の支払資金不足のため借入申込があった場合に、金融機関から借入・貸付を行う会計でございます。令和4年度は、借入・貸付はございませんでした。収入済額の、125万8,685円を翌年度へ繰越すものでございます。

9ページ、10ページをお開きください。後期高齢者の業務勘定でございます。収入済額は、46億2,074万637円、支出済額は、42億5,102万6,908円です。内容は、第1款第1項審査支払手数料は、後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の増加及び感染症公費の取扱件数が伸び増収入でした。第4款第2項「積立金繰入金」は、国保同様、継続費として予算化し、残額は令和5年度へ通次繰越します。支出についても同様です。歳入歳出差引残額、3億6,971万3,729円は翌年度へ繰越すものでございます。

11ページの後期支払勘定及び12ページの後期公費支払勘定についても先ほどの後期業務勘定同様の理由にて取り扱いが伸びております。

次に13ページをお開きください。第三者行為損害賠償求償事務の会計で、損害賠償金を保険者へ支払う通り抜け会計でございます。収入済額は、17億5,464万1,289円、支出済額は、17億3,758万8,536円です。内容は、損害賠償受入金、支出金は交通事故の損害額が1事案につき縮小傾向にて減となっております。歳入歳出差引残額、1,705万2,753円は翌年度へ繰越すものでございます。

15ページ、16ページをお開きください。特定健診の業務勘定でございます。収入済額は、2億5,912万3,951円、支出済額は、2億2,252万8,206円です。内容は、第1款「手数料」では、依然としてコロナ禍前の状態に戻らず減収入でした。支出についても同様です。歳入歳出差引残額3,659万5,745円は翌年度へ繰越すものでございます。

17ページをお開きください。特定健診の国保の支払勘定で、特定健診費用を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は、31億2,576万4,663円、支出済額は、31億2,557万9,401円です。内容は、第1款「特定健診・特定保健指導等費用受入金」、支出金は、依然としてコロナ禍前の状態に戻らず、国保の被保険者数の減少から昨年度の決算対比についても低下しています。歳入歳出差引残額、18万5,262円は翌年度へ繰越すものでございます。

18ページをお願いします。特定健診の後期高齢者の支払勘定で、後期高齢者健診等費用を支払う通り抜け会計でございます。収入済額は、22億2,868万6,594円、支出済額は、22億2,851万7,468円です。内容は、後期高齢者健診等受入金、支出金は後期高齢者医療制度への移行による被保険者数の増加より昨年度の決算対比についても伸びています。歳入歳出差引残額、16万9,126円は翌年度へ繰越すものでございます。

19ページ、20ページをお開きください。介護保険の業務勘定でございます。収入済額は、37億2,996万9,520円、支出済額は、34億7,489万1,578円です。内容は、審査支払手数料について事業所数の増加及びサービス利用者数が伸びておりほぼ予算どおりの収入額となっております。支出についても同様です。歳入歳出差引残額、2億5,507万7,942円は翌年度へ繰越すものでございます。

21ページの介護給付費の支払勘定及び22ページの介護保険公費負担医療等の支払勘定についても先程の業務勘定と同様に、サービス利用者数の増加より取扱件数が増となり、昨年度の決算対比についても伸びています。

23ページ、24ページをお開きください。障害者総合支援の業務勘定でございます。収入済額は、6億3,137万5,895円、支出済額は、4億8,910万2,072円です。内容は、第1款第1項「給付費等審査支払手数料」は今年度から手数料単価の引き下げを行っておりますが、サービ

ス利用者数が伸びておりほぼ予算どおりの収入でございました。支出についても同様です。歳入歳出差引残額、1億4,227万3,823円は翌年度へ繰越すものでございます。

25ページの障害介護給付費の支払勘定及び26ページの障害児給付費の支払勘定についても業務勘定と同様に、サービス利用者数の増加より取扱件数が増となり、昨年度の決算対比についても伸びています。

次に27ページをお開きください。退職金特別会計で、各会計から退職積立金等を繰り入れ、退職手当金を支出する受払の会計でございます。収入済額は、3億2,545万3,667円、支出済額は、3億2,545万3,667円です。内容は、歳入第2款「繰入金」について、定年前の自己都合退職者が想定より多かったため次年度以降必要となる退職積立金が縮減したため他会計からの繰入金が減少しました。歳入歳出差引残額は、0円でございます。資料2の説明は以上です。

次に、恐れ入りますが、議案第3号の一番分厚い別冊をお願いいたします。373ページに「会計別決算表」。

同じく377ページと378ページに「財産目録」を掲載しております。

また、6月27日に監事による監査をしていただき、その監査報告書は、381ページに、監査法人による監査報告書については、382ページから掲載しております。なお、総会では、監事を代表して、大阪府整容国民健康保険組合理事長から監査報告を行っていただく予定としております。

最後に、資料3としまして、「令和4年度財務諸表」を載せております。説明は以上となります、よろしくをお願いいたします。

## 議 長

はい、ご苦労様でございました。認定事項の提案理由の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、引き続き議案第3号の議決事項について、事務局に説明を求めます。

## 事務局

引き続き、私の方から議案第3号の議決事項についてご提案させていただきます。着座にて失礼いたします。議案書、別冊の369ページをお願いいたします。議決事項「大阪府国民健康保険団体連合会役員の選任について」次のとおり求めるものでございます。

1 「役員の定数」理事として21名、監事として3名

2 「役員の任期」です。令和5年8月1日から令和7年7月31日までの2年間となります。現在の役員の任期が令和5年7月31日で満了いたします。それに伴いまして、本会規約第19条第1項「役員は、会員たる国民健康保険の保険者を代表する者のうちから総会で選任する」となっており、それに基づきまして、役員の選任を求めるものでございます。規約の抜粋を370ページに記載しておりますので、ご参照ください。

また、次の役員候補者名簿をお手元にお配りしております。この名簿につきましては、事前に府内各ブロック、町村長会、国保組合協議会からご推薦をいただいております、一覧にしたものでございます。28日に予定しております通常総会におきまして、選任をいただきまして、同日、総会を一旦中断し、この新しい理事のみなさんによりまして「互選会」を開催し、理事長、副理事長、専務理事を決定していただく予定となっております。

私からは以上となります。よろしく願います。

## 議 長

はい、ご苦労様でございます。ただ今の議決事項の提案理由の説明についてご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。

それでは、ただ今の議案第3号につきまして、第1回通常総会に付議することとして、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

#### 議 長

ありがとうございます。ご異議なしとのことですので、本案件は原案のとおり、第1回通常総会に付議いたします。

次に、議案第4号について、事務局に提案理由の説明を求めます。

#### 事務局

よろしくお願いたします。恐れ入ります、着座にて失礼します。

お手元の理事会議案の27ページをお願いいたします。議案第4号「令和5年度大阪府国民健康保険団体連合会第1回通常総会の招集について」お諮りするものでございます。

と き 令和5年7月28日(金)午後2時

ところ 本会3階会議室になります。

よろしくお願いたします。

#### 議 長

ありがとうございます。それでは、事務局からの提案理由の説明が終わりましたので、質疑に入ります。ご質問、ご意見等ございませんか。

ないようですので、質問等を打ち切ります。

それでは、ただ今の議案第4号につきまして、原案のとおり決定して、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

#### 議 長

ご異議なしとのことですので、本案件は、原案のとおり決定いたします。

それでは、以上で本理事会における提出議案の審議は、すべて終了いたしました。

本日は、ご審議をいただき、誠にありがとうございました。

これをもちまして、本理事会を閉会いたします。

閉会時刻 午後2時51分